

沼津市盛土等の規制に関する条例（令和 5 年条例第 18 号）第 31 条第 1 項の規定により
事実を公表する。

令和 6 年 8 月 23 日

沼津市長 頼 重 秀 一

1 事実

次に掲げる事業主は、沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 22 年条例第 8 号。以下「旧条例」という。）第 5 条に規定する許可を受けずに土砂等により土地の埋立て等を施行した。この事業主に対し、旧条例第 19 条の規定に基づく土地の埋立て等の中止を命じ、旧条例第 20 条の規定に基づく原状回復等を命じたが従わなかった。

沼津市盛土等の規制に関する条例（以下「新条例」という。）付則第 11 項の規定により、旧条例第 17 条、第 19 条、第 20 条及び第 21 条第 2 項の規定による命令は、それぞれ新条例第 24 条、第 26 条、第 27 条及び第 28 条第 3 項の規定による命令とみなされるため、新条例第 31 条第 1 項の規定により、ここにその事実を公表するものである。

2 事実を公表する事業主の名称等

（土地の所有者であって自ら事業を行うもの）

所 在 富士市原田 763 番地の 2

名 称 有限会社 山八 取締役 武田修

3 盛土等が施行された場所

沼津市足高字尾上 441 番 733

4 公表期間

当該行為による土砂の崩壊及び流出等による災害が発生する恐れが排除され、その状況が確認されるまで